# 山口市地域応援空家活用事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に所在する空家を優れた地域資源として活用し新たな交流を作り出す、地域団体と連携した空家活用事業を対象に、空家の改修事業費に対する支援を行うとともに、補助対象者がクラウドファンディングを活用して自己資金の調達を図る場合には、クラウドファンディングに係る手数料についても支援することにより、関係人口の増加を通じた地域の活性化を図り、もって本市への移住定住を促進することを目的として行う山口市地域応援空家活用事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 空家

居住を目的として建築したものであって、現に人が居住していない市内に所在 する住宅及びその土地

(2) 空店舗

過去に商業活動又は事務所の用に供していた実績がある建物であって、現に利用されていない市内に所在する店舗又は事務所及びその土地

(3) 地域団体

市内において、地域課題の解決などを目的として地域住民で組織された団体をいう。

(4) 自己調達

補助対象者が自ら事業に必要な資金を調達することをいう。

(5) 自己資金

前号により補助対象が調達した資金をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助対象者は、次の各号の要件を全て満たす個人又は団体とする。
  - (1) 本補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から3年以上継続して本補助金の対象となる事業を実施する意思があること。
  - (2) 社会貢献等の目的を持って事業を実施しようとすること。
  - (3) 地域団体と連携して事業計画を策定すること。

- 2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象者から除く。
  - (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2及び第142条並びに第1 66条第2項の規定に該当する者であるとき。
  - (2) 山口市から指名停止措置を受けている者であるとき。
  - (3) 事業主又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者であるとき。
  - (4) 市税を滞納している者であるとき。

(補助対象物件)

- 第4条 本補助金の交付の対象となる空家及び空店舗(以下「補助対象物件」という。) は、第9条の補助金の交付申請を行う日において次の全ての要件を満たすものとす る。なお、補助対象物件は、申請者において確保するものとする。
  - (1) 市内に所在する空家又は空店舗であること。
  - (2) 本補助金の交付の対象となる工事等(以下「補助対象工事等」という。)に、 現に着手していないこと。
  - (3) 補助対象工事等と同一の箇所の工事等に対して、国、地方公共団体(山口市含む。)及びそれらの外郭団体からの補助を受けていないこと。
  - (4) 国又は地方公共団体が所有するものでないこと。
  - (5) 補助対象物件の所有者が本事業を理解するとともに、申請者が本補助金の交付 決定後、速やかに、補助対象工事等に着手し、かつ、本補助金の交付を受けた日 の属する年度の翌年度から3年以上継続して補助対象物件を使用することを約し ていること。

(補助対象事業等)

- 第5条 本補助金は、別表1に定める事業を行うために必要な経費であって、別表2 に定める補助対象経費のうち、市長が適当と認めるものについて補助するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象から除く。
  - (1) 宗教活動や政治活動を目的とした事業であるとき。
  - (2) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引に該当する事業であるとき。
  - (3) 法律等で活動内容が規定されている事業(介護保険事業等)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び公序良俗に問題のある事業であるとき。

- (4) 国、地方公共団体又はそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の対象となるとき。
- (5) 過去に本補助金の交付を受けたことのある事業の次年度以降の展開における事業であるとき。

(補助金額)

- 第6条 市長は、補助対象者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 補助対象者に交付する補助金の補助率及び補助限度額は、別表1のとおりとする。 ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるも のとする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助対象者は、山口市地域応援空家活用事業補助金交付申請書(様式第1号) に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業計画書(別紙1)
  - (2) 収支予算書(別紙2)
  - (3) 企画提案に対する同意確認書(別紙3)
  - (4) 連携事業者名簿(別紙4)
  - (5) 誓約書(別紙5)
  - (6) 改修事業に係る見積書の写し
  - (7) 市税の滞納のないことの証明書(法人格のない市民活動団体の場合は、代表者の市税の滞納のないことの証明書)
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

- 第8条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、内容確認の上、補助金の交付決定の可否及び交付金額の審査を行うものとする。
- 2 市長は、前項に規定する審査において、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付金額を決定し、山口市地域応援空家活用事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、また、適当でないと認めたときは、山口市地域応援空家活用事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(交付決定事業の実施等)

第9条 交付決定事業の実施期間及び補助対象期間は、前条第2項の規定による交付 決定を受けた日から当該年度の3月15日までとする。

(交付決定事業の補助金交付決定後の内容変更)

- 第10条 交付決定事業者は、第8条第2項の規定による交付決定を受けた後に、事業計画及び収支予算の主要部分の変更又は補助対象経費の20%以上の変更が生じるときは、山口市地域応援空家活用事業補助金交付決定後変更申請書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。
  - (1) 事業変更計画書(別紙6)
  - (2) 変更後収支予算書(別紙7)
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(内容変更の承認)

- 第11条 市長は、前条の規定による補助金交付決定後変更申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、変更内容が適当であると認めるときは、決定事項及び変更後の交付金額を山口市地域応援空家活用事業補助金交付決定後変更承認通知書(様式第5号)により、また、適当でないと認めたときは山口市地域応援空家活用事業補助金交付決定後変更不承認通知書(様式第6号)により、それぞれ通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による変更の承認において必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(実績報告)

- 第12条 交付決定事業者は、交付決定事業が完了した後、15日以内に交付決定事業の成果を記載した山口市地域応援空家活用事業補助金実績報告書(様式第7号) に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業実施内容報告書(別紙8)
  - (2) 収支決算書(別紙9)
  - (3) 交付決定事業の経過並びに成果を証する書類及び写真等
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を確認の上、補助金の額を確定し山口市地域応援空家活用事業補助金交付確定通知書 (様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求等)

- 第14条 交付決定事業者は、前条の規定による交付確定を受けた後、30日以内に その写しを添えて、山口市地域応援空家活用事業補助金交付請求書(様式第9号) を市長へ提出しなければならない。
- 2 交付決定事業者は、第8条第2項の規定による交付決定を受けた後、補助金の交付を概算払で受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、山口市地域応援空家活用事業補助金概算払申請書(様式第10号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 山口市地域応援空家活用事業補助金概算払請求書(様式第11号)
  - (2) その他参考資料
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、交付決定 事業を遂行する上で特に必要があると認めた場合、原則として1回に限り、交付決 定した補助金の額の範囲内において概算払により交付することができる。
- 4 交付決定事業者は、前項の規定により交付された補助金が第13条の規定により 確定した補助金の額を超えたときは、その超える額を速やかに返還しなければなら ない。

(財産の管理及び処分)

- 第15条 交付決定事業者は、第8条第2項の規定による交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から3年間は事業を継続すること。やむを得ず、事業を中止又は廃止し、財産を処分しようとする場合は、あらかじめ市長に報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 交付決定事業者は、交付決定事業により取得し又は効用の増加した設備等(以下「設備等」という。)のうち、1台につき50万円以上のものを補助金交付後3年以内に補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ山口市地域応援空家活用事業補助金財産処分承認申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を 審査の上、財産処分が適当であると認めるときは、山口市地域応援空家活用事業補助金 財産処分承認通知書(様式第13号)により、また、適当でないと認めるときは、山 口市地域応援空家活用事業補助金財産処分不承認通知書(様式第14号)により、そ れぞれ通知するものとする。
- 4 市長は、前項の承認をした交付決定事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額

を市に納付させることができるものとする。

5 交付決定事業者は、設備等について、交付決定事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(関係書類の整備)

第16条 交付決定事業者は、当該補助の収支に関する帳簿及び書類を整備し、当該 年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(認定の取消し)

- 第17条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付 決定を取り消すことができる。
  - (1) この要綱に違反したとき。
  - (2) 認定及び補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。
  - (3) 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合、補助金の交付を停止し、又は既 に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(報告及び調査)

- 第18条 市長は、必要と認めるときは、事業実施期間の途中においても次の各号に掲 げることについて報告を求め、又は調査することができる。
  - (1) 交付決定事業の状況、実績
  - (2) 交付決定事業の収支、決算
  - (3) 交付決定事業の内容
  - (4) その他市長が必要と認めること。

(成果の公表)

- 第19条 市長は、必要があると認めるときは、本補助金の交付年度以降の交付決定事業の成果について交付決定事業者に調査を行い、公表することができる。
- 2 交付決定事業者は、前項の規定により成果の調査を求められたときは、これに応じ なければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

#### 別表1 (第5条、第6条関係)

補助対象となる事業は空家活用分野とし、「事業の要件」、「補助率」及び「補助限度額」は以下のとおりとする。

#### 【事業の要件】

- ① 市外県外からの移住定住、交流人口・関係人口の増加に繋がる事業であること。
- ② 地域団体と連携した地域課題の解決に資する事業であること。
- ③ 改修事業は、市内に事業所等所在地を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者が施工するものであること。ただし、申請者が自ら施工する場合は、この限りでない。

# 【補助率・補助限度額】

|       | 改修事業費         | クラウドファンディングに係る |
|-------|---------------|----------------|
|       |               | 経費             |
| 補助率   | 補助対象経費の2分の1以内 | 補助対象経費の10分の10  |
| 補助限度額 | 100 万円        | 20 万円          |

- ※補助金額における1,000円未満の端数は切り捨て。
- ※クラウドファンディングに係る経費については手数料のみを対象とする。

## 別表2(第5条関係)

## 補助対象経費

補助対象経費は、改修事業費として以下の区分により整理をすること。なお、消費税及び 地方消費税に相当する額は補助対象経費に含めないものとする。

#### 改修事業費

|               | 区 分     | 内容  |
|---------------|---------|---|
| 施行する場合        | 技術指導者謝金 | 申請者が自ら施工する場合の専門家からの技術指導に対する謝金   |
|               | 技術指導者旅費 | 申請者が自ら施工する場合の専門家技術指導旅費  |
|               | 資 材 費   | 申請者が自ら施工する場合の改修に必要な材料の購入に要する経費  |
| を交わす場合業者と請負契約 | 改修工事費   | 内装、外装、給排水、電気、ガス等の設備の改修工事、耐震性を向上<br>させる工事、交流事業を行う上で必要となる造作工事及び外構工事に<br>要する経費 |
|               | 設計等委託料  | 改修に係る設計・監理業務の委託に要する経費   |
|               | 撤去・処分費  | 改修に係る家財道具等の撤去・処分に要する経費  |
| その            | 他の経費    | 市長が必要と認める経費(食糧費等の個人消費的経費を除く)  |

※改修に係る<u>施工業者は、市内に本店又は支店を有する法人又は個人事業者</u>であること。 ただし、申請者が自ら施工する場合は、この限りではない。

※クラウドファンディングによる支援者への情報発信(お礼も含む)に要する費用は補助対象 経費に含めないものとする。